

## 第2章 調査結果の概要

### 1 基本計画の策定状況

#### 基本計画を定めているのは、市では4割、町村では2割

##### (男女共同参画基本計画に規定を設けているものを含む)

自治体別に基本計画の策定状況についてみると、市・町村では基本計画を定めているのは、男女共同参画基本計画に規定を設けているものを含めると、それぞれ40.8%、19.0%となっているが、今後策定する予定があるものを含めると、64.9%、32.0%となっている。市のうち、都市部においては「基本計画を定めていないが、今度策定する予定がある」が50.0%となっている。(表1-1)

「基本計画を定めていないが、今度策定する予定がある」ところの策定予定については、都道府県・市・町村とも「平成23年度」が最も多く、ついで「平成24年度」「平成25年度」の順になっている。(表1-2)

問2. 貴自治体では基本計画(「都道府県基本計画」(法\*第二条の三第一号)及び「市町村基本計画」(法第二条の三第三号))の策定はしていますか。「3」の場合は、その時期についても教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表1-1 基本計画の策定状況

							(%)
	総数(n)	基本計画を、単独の計画・条例として定めている	男女共同参画基本計画・条例を定めており、その中で配偶者暴力防止対策に関する規定を設けている	基本計画を定めていないが、今後策定する予定がある	基本計画を定めていないし、現時点では今後策定する予定もない	無回答	
総数	1,531	11.5	20.8	18.1	48.6	1.0	
都道府県	47	100.0	-	-	-	-	
市	754	11.7	29.2	24.0	34.5	0.7	
再掲							
都市部	42	31.0	16.7	50.0	2.4	-	
中核市	37	27.0	16.2	32.4	24.3	-	
町村	727	5.6	13.3	13.1	66.4	1.5	

表1-2 基本計画の策定予定状況

										(%)
	総数(n)	平成23年中	平成24年中	平成25年中	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	無回答	
総数	277	43.0	27.1	10.1	1.8	1.1	1.8	0.7	14.4	
市	181	41.4	28.2	12.2	1.7	1.1	2.2	1.1	12.2	
再掲										
都市部	21	57.1	19.0	-	4.8	-	-	-	19.0	
中核市	12	25.0	41.7	25.0	8.3	-	-	-	-	
町村	95	46.3	25.3	6.3	2.1	1.1	1.1	-	17.9	

## 2 支援センターの状況

### (1) 支援センターの設置状況

「設置している」のは、市では2.7%、町村ではなし

支援センターの設置状況を自治体別にみると、「設置している」は市では2.7%、町村ではなしとなっている。(表2-1)

問3. 貴自治体では支援センター(配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関)を設置していますか。(1つだけに○)

(n=1,531)

表2-1 支援センターの設置状況

		(%)			
		総数(n)	設置している	設置していない	無回答
総数		1,531	4.4	95.6	0.1
都道府県		47	100.0	-	-
市		754	2.7	97.3	-
再掲	都市部	42	19.0	81.0	-
	中核市	37	16.2	83.8	-
町村		727	-	99.9	0.1

### (2) 支援センター未設置の理由

未設置の理由で最も多いのは「専門の職員の配置が困難」

支援センターを設置していない市・町村について設置していない理由をみると、市・町村とも「専門の職員の配置が困難」が最も多く、ついで「運営費の確保が困難」となっている。

(表2-2)

【問3で「支援センターを設置していない」を回答した自治体に対して】

問4. 貴自治体が支援センターを設置していない理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,463)

表2-2 支援センター未設置の理由(複数回答)

(%)

		総数(n)	専門の職員の配置が困難	運営費の確保が困難	都道府県の取組が進んでおり、市町村で設置する必要性に乏しい	既に十分な施策を実施しており、あえて支援センターを設置する必要性が無い	支援センターを設置しても何のメリットもない	支援センターを設置した場合、加害者からの電話相談や被害者追及などが増えるおそれがある	配偶者暴力に関する案件が少ない	その他	無回答
総数		1,463	72.7	62.2	31.0	4.7	1.7	5.9	39.1	10.4	0.5
市		734	66.1	63.5	32.7	8.2	1.2	9.8	22.6	15.3	0.5
再掲	都市部	34	58.8	38.2	23.5	14.7	-	11.8	2.9	47.1	-
	中核市	31	48.4	61.3	19.4	16.1	3.2	25.8	3.2	45.2	-
町村		726	79.3	60.7	29.1	1.2	2.2	2.1	55.8	5.5	0.4

### (3) 支援センターの設置に必要なもの

#### 支援センター設置に必要なもので最も多いのは「専門性を有する相談員の育成」

支援センターの設置に必要なものについては、市・町村とも「専門性を有する相談員の育成」「運営費の補助」が多くなっている。都市部においては、「都道府県と市区町村の役割分担、連携のあり方の明確化」が多くなっている。(表 2-3)

【問3で「設置していない」を回答した自治体に対して】

問5. 貴自治体が支援センターを設置するために必要だと思うものは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,463)

表 2-3 支援センター設置に必要なもの（複数回答）

		(%)						
	総数(n)	専門性を有する相談員の育成	運営費の補助	都道府県と市区町村の役割分担、連携のあり方の明確化	加害者からの追及への対策	社会的機運の盛り上がり	その他	無回答
総数	1,463	81.1	72.9	63.6	33.5	19.8	4.9	2.4
市	734	82.4	78.5	69.1	43.1	17.6	4.6	1.9
再掲								
都市部	34	82.4	64.7	79.4	61.8	14.7	8.8	2.9
中核市	31	64.5	67.7	67.7	51.6	12.9	12.9	3.2
町村	726	79.8	67.4	58.0	24.0	22.0	5.1	2.9

#### (4) 支援センターの設置予定

##### 支援センターを設置していない市町村のうち、都市部の4割は今後設置する予定あり

今後の設置の予定について、「設置する予定がある」のは市では 5.3%、町村では 0.7%となっているが、都市部では 38.2%となっている。(表 2-4、2-5)

【問3で「設置していない」を回答した自治体に対して】

問6. 貴自治体では今後、支援センターを設置する予定はありますか。「1」の場合は、その時期についても教えてください。(1つだけに○)

(n=1,463)

表 2-4 支援センターの設置予定状況

		(%)			
		総数(n)	設置する予定がある	設置する予定はない	無回答
総数		1,463	3.0	95.8	1.2
市		734	5.3	92.9	1.8
再掲	都市部	34	38.2	58.8	2.9
	中核市	31	22.6	74.2	3.2
町村		726	0.7	98.8	0.6

表 2-5 支援センターの設置予定状況

		(%)					
		総数(n)	平成23年中	平成24年中	平成25年中	平成26年中	無回答
総数		44	36.4	9.1	4.5	2.3	47.7
市		39	35.9	10.3	5.1	2.6	46.2
再掲	都市部	13	30.8	7.7	-	-	61.5
	中核市	7	14.3	14.3	14.3	14.3	42.9
町村		5	40.0	-	-	-	60.0

### 3 被害者相談事業の状況

#### (1) 相談窓口の状況

##### 市では半数以上が相談窓口を設置している

配偶者からの暴力に関する相談を受け付ける窓口の設置について、「設置している」を自治体別にみると、都道府県は38.3%、市では50.5%、町村では9.9%となっている。(表3-1)

問7. 貴自治体では一般相談窓口とは別に配偶者からの暴力に関する相談を受け付ける窓口を設けていますか(支援センターとしての窓口は除く。)(1つだけに○)

(n=1,531)

表3-1 相談窓口の状況

		(%)			
		総数(n)	設置している	設置していない	無回答
総数		1,531	30.9	66.9	2.2
都道府県		47	38.3	61.7	-
市		754	50.5	48.3	1.2
再掲	都市部	42	66.7	33.3	-
	中核市	37	62.2	35.1	2.7
町村		727	9.9	86.7	3.4

#### (2) 男性からの相談対応状況

##### 男性相談窓口は設けていないが、配偶者暴力以外の相談も含めて対応している自治体が多い

相談窓口を設置している自治体の、男性からの相談対応をみると、都道府県・市・町村とも「配偶者暴力に関する男性相談窓口を設けている」は少なく、都道府県・市では「男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力以外の相談も含めて対応している」が最も多い。町村では「特に行っていない」が最も多い。(表3-2)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問10. 貴自治体での男性からの相談対応について教えてください。(1つだけに○)

(n=473)

表3-2 男性からの相談対応状況

(%)

		総数(n)	配偶者暴力に関する男性相談窓口を設けている	配偶者暴力以外の相談も含めた男性相談窓口を設けている	男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力に関する相談に対応している	男性相談窓口は設けていないが、男性からの配偶者暴力以外の相談も含めて対応している	男性からの相談に対応可能な他の窓口を紹介している	特に行っていない	無回答
総数		473	1.9	5.5	19.9	34.2	16.7	20.9	0.8
都道府県		18	-	22.2	16.7	33.3	16.7	11.1	-
市		381	1.3	5.2	18.9	36.5	18.9	18.9	0.3
再掲	都市部	28	3.6	17.9	3.6	28.6	28.6	17.9	-
	中核市	23	4.3	8.7	21.7	8.7	34.8	21.7	-
町村		72	5.6	2.8	25.0	23.6	5.6	33.3	4.2

### (3) 外国語での相談対応状況

#### 相談窓口を設置している市のうち、外国語での相談に対応しているのは4割

外国語での相談対応状況をみると、「対応している」のは、都道府県では38.9%、市では36.5%、町村では5.6%と半数以下だが、都市部においては57.1%となっている。(表3-3) 対応している外国語については、英語、中国語が多くなっている。(表3-4)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問11. 貴自治体の相談に関する外国語対応を教えてください。(1つだけに○)

(n=473)

表3-3 外国語での相談対応状況

		(%)			
		総数(n)	対応している	対応していない	無回答
総数		473	31.7	67.2	1.1
都道府県		18	38.9	55.6	5.6
市		381	36.5	63.0	0.5
再掲	都市部	28	57.1	39.3	3.6
	中核市	23	39.1	60.9	-
町村		72	5.6	91.7	2.8

【問11で「外国語での相談に対応している」と回答した自治体に対して】

問11-1. 対応している外国語と対応方法を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=150)

表3-4 相談対応している外国語(複数回答)

		(%)											
		総数(n)	英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	中国語	韓国語	ロシア語	ポルトガル語	カンボジア語	ミャンマー語	その他の言語
総数		150	85.3	50.0	26.7	44.0	70.7	36.7	13.3	62.0	8.7	6.7	15.3
都道府県		7	85.7	57.1	71.4	100.0	100.0	42.9	28.6	85.7	14.3	14.3	28.6
市		139	84.9	49.6	24.5	41.0	69.8	36.0	12.2	61.9	7.9	5.8	15.1
再掲	都市部	16	100.0	43.8	31.3	43.8	81.3	56.3	18.8	31.3	6.3	6.3	18.8
	中核市	9	100.0	55.6	11.1	44.4	100.0	33.3	11.1	66.7	-	-	44.4
町村		4	100.0	50.0	25.0	50.0	50.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-

#### (4) カウンセリングの実施状況

##### 相談窓口を設置している市のうち、カウンセリングを実施しているのは2割

カウンセリングの実施状況を見ると、「実施している」のは、都道府県では 38.9%、市では 18.1%、町村では 6.9%となっている。(表 3-5)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問12. 貴自治体では被害者に対する精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングを実施していますか。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

表 3-5 カウンセリングの実施状況

(%)

	総数 (n)	実施している	実施状況 (複数回答)			実施していない	無回答
			精神科医によるカウンセリング	臨床心理士によるカウンセリング	その他専門家によるカウンセリング		
総数	473	17.1	1.1	5.9	12.1	80.5	2.3
都道府県	18	38.9	16.7	22.2	16.7	44.4	16.7
市	381	18.1	0.3	6.0	13.4	81.1	0.8
再掲 都市部	28	35.7	3.6	21.4	21.4	60.7	3.6
中核市	23	17.4	-	13.0	4.3	82.6	-
町村	72	6.9	1.4	1.4	4.2	86.1	6.9

#### (5) 法律相談の実施状況

##### 相談窓口を設置している市のうち、法律相談を実施しているのは4割

法律相談の実施状況を見ると、「実施している」のは、都道府県では 50.0%、市では 42.0%、町村では 22.2%と半数以下だが、都市部においては 53.6%となっている。実施しているところの大半は弁護士による対応となっている (表 3-6)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問13. 貴自治体では被害者に対する弁護士等による法律相談を実施していますか。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

表 3-6 法律相談の実施状況

(%)

	総数 (n)	実施している	実施状況 (複数回答)		実施していない	無回答
			弁護士による法律相談	その他専門家による法律相談		
総数	473	39.3	38.7	3.2	58.4	2.3
都道府県	18	50.0	50.0	-	44.4	5.6
市	381	42.0	41.2	3.4	56.7	1.3
再掲 都市部	28	53.6	53.6	-	42.9	3.6
中核市	23	47.8	47.8	-	52.2	-
町村	72	22.2	22.2	2.8	70.8	6.9

(6) 相談の質の向上のための取組

「相談担当者を他の団体等が実施している

研修、ケース検討会やスーパービジョンに派遣している」が最も多い

相談の質の向上のための取組をみると、都道府県・市・町村とも「相談担当者を他の団体等が実施している研修、ケース検討会やスーパービジョンに派遣している」が最も多くなっている。(表 3-7)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問15. 貴自治体で、相談の質の向上のためにやっている取組があれば教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

表 3-7 相談の質の向上のための取組 (複数回答)

(%)

	総数(n)	相談のためのマニュアルを策定している	相談担当者を対象とした研修を実施している	専門家によるケース検討会やスーパービジョンを実施している(※)	精神科医による定期健診など相談担当者の心理的ケアを行っている	相談担当者を他の団体等が実施している研修、ケース検討会やスーパービジョンに派遣している(※)	その他	無回答
総数	473	15.0	21.4	12.3	0.8	58.6	10.8	20.7
都道府県	18	44.4	66.7	38.9	5.6	66.7	5.6	11.1
市	381	15.7	22.8	13.1	0.8	63.8	10.0	15.0
再掲								
都市部	28	28.6	46.4	25.0	3.6	64.3	21.4	10.7
中核市	23	26.1	39.1	30.4	-	73.9	-	8.7
町村	72	4.2	2.8	1.4	-	30.6	16.7	51.4

※：内閣府が実施したアドバイザー派遣事業によるものを除く。

## (7) 二次被害防止のための取組

相談窓口を設置している市では、

**「相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している」が最も多い**

二次被害防止のための取組をみると、都道府県では「相談担当者に対して研修を実施している」が50.0%で最も多く、ついで「相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している」が38.9%となっている。市では「相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している」が59.1%と最も多くなっている。(表3-8)

【問7で相談窓口を「設置している」を回答した自治体に対して】

問16. 貴自治体が二次被害防止のために行っている取組があれば教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=473)

表3-8 二次被害防止のための取組（複数回答）

		(%)					
	総数(n)	相談担当者に対して研修を実施している	庁内の関係部署の職員を対象にした研修を実施している	関係機関や関係団体の担当者を対象にした研修を実施している	相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している	その他	無回答
総数	473	15.6	17.3	9.5	53.3	6.3	29.2
都道府県	18	50.0	16.7	33.3	38.9	-	27.8
市	381	16.0	19.4	10.0	59.1	6.6	23.4
再掲							
都市部	28	42.9	53.6	21.4	50.0	17.9	10.7
中核市	23	26.1	39.1	21.7	73.9	17.4	4.3
町村	72	5.6	6.9	1.4	27.8	6.9	58.3

## (8) 証明書の発行の状況

**都道府県の6割、市の3割が証明書を発行している**

配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書の発行状況は、都道府県では「発行している」が61.1%と最も多く、市・町村では「発行していないが、証明書を発行できる他の機関と連携している」が最も多く、それぞれ55.6%、54.2%となっている。(表3-9)

問18. 貴自治体では配偶者からの暴力に関する相談を受けたことについて、被害者からの求めに応じて、配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を発行していますか。(1つだけに○)

(n=473)

表3-9 配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書の発行状況

		(%)				
	総数(n)	発行している	これまで発行したことはないが、求めがあれば発行する	求めがあっても発行していない(過去には発行していた場合も含む)	発行していないが、証明書を発行できる他の機関と連携している	無回答
総数	473	24.7	7.8	9.7	54.3	3.4
都道府県	18	61.1	11.1	-	27.8	-
市	381	27.3	5.2	10.0	55.6	1.8
再掲						
都市部	28	39.3	-	10.7	46.4	3.6
中核市	23	34.8	4.3	8.7	52.2	-
町村	72	1.4	20.8	11.1	54.2	12.5

## 4 被害者支援事業の状況

### (1) 緊急時の安全確保

#### 都道府県の6割、市の8割が「婦人相談所一時保護所への同行支援」を実施している

緊急時の安全確保の取組状況について、平成21年度中の実績をきいたところ、「婦人相談所一時保護所への同行支援」を行っているのは、都道府県では63.8%、市では75.7%、町村では35.4%となっている。また、「民間団体が運営する保護施設及びホテル等への緊急保護」を実施しているのは、都道府県では42.6%、市では31.3%、町村では20.9%となっている。「緊急生活資金の支給、貸付」「カウンセリングの実施」「民間賃貸住宅への入居のための助成」を行っている自治体は少なくなっている。(表4-1)

問19. 貴自治体で緊急時の安全確保の取組として何を行っているか教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,531)

表4-1 緊急時の安全確保の状況（平成21年度中実績）（複数回答）

(%)

	総数(n)	婦人相談所一時保護所への同行支援	民間団体が運営する保護施設（シェルター）及びホテル等への緊急保護	民間団体が運営する保護施設（シェルター）及びホテル等への緊急保護の際の同行支援	緊急生活資金の支給、貸付	カウンセリングの実施（受診費用の助成を含む）	民間賃貸住宅への入居のための助成	その他	無回答
総数	1,531	56.2	26.7	24.6	4.6	3.9	1.0	18.7	23.1
都道府県	47	63.8	42.6	29.8	4.3	25.5	4.3	10.6	14.9
市	754	75.7	31.3	28.9	6.8	4.0	1.5	13.7	11.9
再掲									
都市部	42	81.0	61.9	61.9	21.4	7.1	4.8	21.4	4.8
中核市	37	78.4	35.1	32.4	5.4	5.4	2.7	18.9	8.1
町村	727	35.4	20.9	19.8	2.5	2.3	0.3	24.6	35.4

## (2) 被害者の自立支援のための取組

### 「公営住宅等住居のあっせん、優先入居」が最も多いが、割合は高くない

被害者の自立支援のために行っている取組をみると、都道府県・市・町村とも、「公営住宅等住居のあっせん、優先入居」が最も多く、それぞれ 74.5%、24.3%、9.8%となっていて、都市部では「就労支援」が 40.5%と多くなっている。(表 4-2)

問20. 貴自治体で被害者の自立支援のために行っている取組があれば教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,531)

表 4-2 被害者の自立支援のための取組 (複数回答)

(%)

	総数(n)	ワークショップの実施	自助グループの運営	自己回復のためのセミナー等の実施	公営住宅等住居のあっせん、優先入居	民間賃貸住宅入居に当たっての家賃助成等	当面の生活資金の支給、貸与	就労支援	その他	無回答
総数	1,531	1.0	1.8	2.1	18.9	1.3	4.0	13.4	16.3	57.0
都道府県	47	2.1	17.0	14.9	74.5	8.5	10.6	72.3	25.5	6.4
市	754	1.3	2.4	3.3	24.3	1.6	5.7	19.9	14.2	48.7
再掲										
都市部	42	9.5	16.7	16.7	28.6	2.4	21.4	40.5	23.8	23.8
中核市	37	5.4	16.2	10.8	48.6	2.7	2.7	21.6	18.9	27.0
町村	727	0.7	0.3	-	9.8	0.6	1.8	2.9	18.0	68.8

## 5 暴力対策事業の状況

### (1) 若年層に対する予防啓発事業

#### 都道府県の9割、市の3割が若年層に対する予防啓発事業を実施している

自治体による若年層に対する予防啓発事業の実施の有無をみると、都道府県では「実施している」が93.6%となっているが、市・町村においては34.0%、11.1%となっている。

(表 5-1)

問21. 貴自治体で若年層に対する交際相手からの暴力の予防啓発事業を行っているか教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表 5-1 若年層に対する交際相手からの暴力の予防啓発事業の状況

		(%)			
		総数(n)	実施している	実施していない	無回答
総数		1,531	25.0	73.0	2.0
都道府県		47	93.6	6.4	-
市		754	34.0	64.9	1.2
再掲	都市部	42	76.2	23.8	-
	中核市	37	67.6	27.0	5.4
町村		727	11.1	85.8	3.0

### (2) 加害者更生事業

#### 都道府県の1割で加害者更生事業を行っている

自治体による配偶者暴力加害者更生事業をみると、都道府県では「実施している」が12.8%となっているが、市においては0.1%、町村においてはなしとなっている。(表 5-2)

問22. 貴自治体で配偶者暴力加害者更生事業を行っているか教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表 5-2 加害者更生事業の状況

		(%)					
		総数(n)	加害者更生事業を実施している	加害者更生のための調査研究を実施している	加害者更生のための調査研究を実施していた	加害者更生のための取組は行っていない	無回答
総数		1,531	0.5	0.3	0.3	96.1	2.9
都道府県		47	12.8	2.1	6.4	76.6	2.1
市		754	0.1	0.5	0.1	97.3	1.9
再掲	都市部	42	-	-	2.4	97.6	-
	中核市	37	-	-	-	97.3	2.7
町村		727	-	-	-	96.0	4.0

## 6 機関内連携の状況

### (1) 庁内の連携状況

#### 都道府県の9割、市の8割は庁内で連携を行っている

庁内の連携状況をみると、「定期的または必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている」のは、都道府県では87.2%、市では83.3%となっている。(表6-1)

連携している部門で多いのは、「男女共同参画」「生活保護」「児童」となっている。(表6-2)

問23. 貴自治体の庁内の連携状況を教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表 6-1 庁内の連携状況

		(%)				
		総数(n)	定期的に庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	特に行っていない	無回答
総数		1,531	14.2	54.6	30.4	0.8
都道府県		47	46.8	40.4	12.8	-
市		754	23.3	59.9	15.6	1.1
再掲	都市部	42	69.0	26.2	4.8	-
	中核市	37	56.8	40.5	-	2.7
町村		727	2.6	49.9	46.8	0.7

【問23で庁内で「定期的に情報共有の場を設けている」と回答した自治体に対して】

問23-1. 連携している部門を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=217)

表 6-2 庁内の連携している部門 (複数回答)

		(%)									
		総数(n)	男女共同参画	住民基本台帳	生活保護	年金・健康保険	児童	住宅	労働	その他	無回答
総数		217	83.9	71.0	82.9	58.5	91.7	47.0	18.9	59.9	0.9
都道府県		22	95.5	27.3	68.2	31.8	81.8	81.8	68.2	72.7	-
市		176	86.9	79.0	86.9	65.9	94.3	46.6	14.8	63.1	0.6
再掲	都市部	29	89.7	69.0	86.2	51.7	86.2	34.5	10.3	75.9	-
	中核市	21	100.0	90.5	95.2	76.2	100.0	61.9	19.0	76.2	-
町村		19	42.1	47.4	63.2	21.1	78.9	10.5	-	15.8	5.3

## (2) 庁内のワンストップ窓口の設置状況

### 市では1割がワンストップ窓口を設置している

自治体内の被害者支援等に係るワンストップ窓口の状況を見ると、「設置している」は都道府県では2.1%、市では11.7%、町村では4.8%となっている。(表6-3)

問24. 貴自治体では配偶者からの暴力に関して、庁内に被害者支援等に係るワンストップ窓口を設置していますか。(1つだけに○)

(n=1,531)

表6-3 ワンストップ窓口の設置状況

(%)

	総数(n)	設置している	設置していない	無回答
総数	1,531	8.2	90.9	0.9
都道府県	47	2.1	97.9	-
市	754	11.7	87.5	0.8
再掲				
都市部	42	2.4	97.6	-
中核市	37	13.5	83.8	2.7
町村	727	4.8	94.1	1.1

## 7 官民連携等の状況

### (1) 官民連携の状況

**都道府県の9割、市の2割が関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有をしている**

官官・官民の連携状況についてみると、都道府県では「関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている」が91.5%となっている。市では「必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている」は32.0%、「特に行っていない」は41.6%となっていて、町村では「特に行っていない」が63.5%となっている。

(表7-1)

定期的に意見交換・情報共有の場を設けている自治体の連携している機関についてみると、都道府県では「国の法務局・地方法務局」「都道府県警察」が95.3%と最も多く、市では「都道府県警察」が82.4%、町村では「都道府県の福祉事務所」「市町村の福祉部局」が65.0%と最も多くなっている。(表7-2)

問25. 貴自治体の官官・官民の連携状況を教えてください。(1つだけに○)

(n=1,531)

表7-1 官官・官民の連携状況

		総数(n)	関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている	必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている	特に行っていない	無回答
総数		1,531	17.7	30.0	51.0	1.2
都道府県		47	91.5	4.3	4.3	-
市		754	24.9	32.0	41.6	1.5
再掲	都市部	42	76.2	14.3	9.5	-
	中核市	37	51.4	18.9	27.0	2.7
町村		727	5.5	29.8	63.5	1.1

表 7-2 官官・官民の連携している機関（複数回答）

(%)

	総数 (n)	国の機関							都道府県の機関					
		所公・共 ・労働 局安定	開公 発共 施職 設業 能力	検 察 庁	法法 務務 局局 ・地 方	入 国 管 理 局	（セ ンタ ー法 テラ ス）	日 本 司 法 支 援	関 其 他 の 機 関	ン部 タ局 ・共 同 参 画	男 女 セ	福 社 部 局	部公 局営 住 宅 担 当	タ談 支 援 セ ン テ ー
総 数	271	19.2	0.4	15.9	52.4	5.9	13.7	1.8	31.4	24.0	8.1	56.5	57.2	
都道府県	43	58.1	-	76.7	95.3	30.2	53.5	2.3	90.7	88.4	46.5	90.7	81.4	
市	188	10.6	0.5	3.7	44.1	1.6	5.9	1.6	17.6	10.6	1.1	55.9	50.5	
再掲														
都市部	32	3.1	-	9.4	37.5	3.1	9.4	-	21.9	3.1	-	46.9	21.9	
中核市	19	15.8	5.3	5.3	63.2	-	5.3	5.3	31.6	15.8	-	73.7	47.4	
町村	40	17.5	-	7.5	45.0	-	7.5	2.5	32.5	17.5	-	22.5	62.5	

(%)

	都道府県の機関						市区町村の機関						民間団体				
	福 社 事 務 所	保 健 所	学 校 教 育 委 員 会	都 道 府 県 警 察	県 其 他 の 機 関	そ の 他 都 道 府 の 機 関	ン部 タ局 ・共 同 参 画	男 女 セ	福 社 部 局	部公 局営 住 宅 担 当	タ談 支 援 セ ン テ ー	配 偶 者 暴 力 相 手	福 社 事 務 所	保 健 所	村 其 他 の 機 関	そ の 他 市 区 町	民 間 支 援 団 体
総 数	33.2	38.0	32.8	81.5	14.0	63.5	67.2	12.5	8.1	54.2	20.7	34.3	30.6				
都道府県	72.1	44.2	76.7	95.3	44.2	74.4	55.8	2.3	16.3	41.9	7.0	14.0	67.4				
市	17.6	36.2	20.7	82.4	7.4	69.7	70.2	16.0	7.4	65.4	25.5	39.9	25.5				
再掲																	
都市部	-	-	-	81.3	15.6	93.8	75.0	21.9	18.8	90.6	56.3	53.1	59.4				
中核市	15.8	5.3	5.3	84.2	10.5	78.9	78.9	21.1	21.1	78.9	52.6	57.9	47.4				
町村	65.0	40.0	42.5	62.5	12.5	22.5	65.0	7.5	2.5	15.0	12.5	30.0	15.0				

(%)

	民間団体									裁判所		その他	無 回 答
	協 議 権 擁 護 委 員	弁 護 士 会	司 法 書 士 会	会 調 停 協 会 連 合	関 係 団 体	医 師 会 の 医 療 協 会	等 童 生 委 員 協 議 会	民 生 委 員 会	施 母 子 生 活 支 援	婦 人 保 護 施 設	体 其 他 民 間 団		
総 数	42.1	31.0	1.5	0.4	48.3	52.0	25.8	8.9	31.0	20.7	16.2	8.9	0.4
都道府県	41.9	72.1	4.7	2.3	79.1	55.8	67.4	25.6	51.2	72.1	48.8	11.6	-
市	41.5	23.4	1.1	-	44.7	50.5	20.7	5.9	29.3	9.6	9.6	8.5	0.5
再掲													
都市部	28.1	46.9	-	-	40.6	34.4	56.3	18.8	34.4	6.3	6.3	6.3	-
中核市	52.6	47.4	-	-	63.2	47.4	31.6	10.5	26.3	21.1	15.8	5.3	5.3
町村	45.0	22.5	-	-	32.5	55.0	5.0	5.0	17.5	17.5	12.5	7.5	-

## (2) 連携マニュアルの作成状況

### 都道府県の3割、市の1割が連携マニュアルを作成している

関係機関・団体の連携のためのマニュアルを作成しているのは、都道府県では 31.9%、市では 7.8%、町村では 1.5%となっている。(表 7-3)

問26. 貴自治体では関係機関・団体の連携のための連携マニュアルを作成していますか。(1つだけに○)  
(n=1,531)

表 7-3 連携マニュアルの作成状況

		(%)			
		総数(n)	作成している	作成していない	無回答
総数		1,531	5.6	92.4	2.0
都道府県		47	31.9	68.1	-
市		754	7.8	90.8	1.3
再掲	都市部	42	7.1	92.9	-
	中核市	37	16.2	81.1	2.7
町村		727	1.5	95.6	2.9

## (3) 広域連携の状況

### 市の5割、町村の7割が市町村間の連携を行っていない

広域連携の実施状況をみると、「個別の事案に応じて広域連携を行っている」が、都道府県では 63.8%、市では 42.6%、町村では 27.8%となっている。一方、「広域連携は行っていない」は、都道府県では 12.8%、市では 45.0%、町村では 65.5%となっている。(表 7-4)

問27. 貴自治体の他の地方公共団体との広域連携の状況について教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=1,531)

表 7-4 広域連携の状況 (複数回答)

		(%)						
		総数(n)	都道府県と市区町村との間で広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている	市区町村間で広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている	都道府県境を越えた広域連携のあり方について取り決めがある、又はそのための考え方が整理されている	個別の事案に応じて広域連携を行っている	広域連携は行っていない	無回答
総数		1,531	7.0	2.2	1.2	36.2	53.8	2.6
都道府県		47	23.4	2.1	19.1	63.8	12.8	-
市		754	9.4	3.1	1.3	42.6	45.0	3.1
再掲	都市部	42	26.2	-	2.4	57.1	23.8	-
	中核市	37	10.8	-	2.7	48.6	35.1	2.7
町村		727	3.4	1.2	-	27.8	65.5	2.3

## 8 民間シェルター等への財政支援状況

### 民間シェルター等への財政支援を行っているのは、都道府県では5割、市では1割

民間シェルター等への財政支援についてみると、都道府県では 51.1%が支援を行っており、その内容としては「シェルター等の家賃」が 54.2%、「人件費」「同行支援等の交通費等支援に掛かる経費」が 41.7%となっている。市では 10.2%が支援を行っており、その内容としては「シェルター等の家賃」が 48.1%、「事務所の家賃、光熱水費、電話料金等」が 29.9%となっている。(表 8-1、8-2)

問28. 貴自治体では民間シェルター等を運営する民間団体に対して財政支援(婦人保護所が行う一時保護委託経費を除く)を行っていますか。(1つだけに○)

(n=1,531)

表 8-1 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援状況

		(%)			
		総数(n)	行っている	行っていない	無回答
総数		1,531	6.9	91.9	1.2
都道府県		47	51.1	48.9	-
市		754	10.2	89.1	0.7
再掲	都市部	42	33.3	66.7	-
	中核市	37	29.7	67.6	2.7
町村		727	0.7	97.5	1.8

#### 【問28で「行っている」と回答した自治体に対して】

問28-1. 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援の内容を具体的に教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

(n=106)

表 8-2 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援内容(複数回答)

(%)

		総数(n)	人件費	事務所の家賃、光熱水費、電話料金等	緊急時における安全の確保に要する経費	同行支援等の交通費等支援に掛かる経費	シェルター等の家賃	当面の生活資金、調停申立費用、就労面接交通費等被害者の当面の生活にかかる経費	自助グループなどの運営費	その他
総数		106	30.2	28.3	15.1	22.6	47.2	6.6	8.5	47.2
都道府県		24	41.7	25.0	20.8	41.7	54.2	4.2	20.8	50.0
市		77	27.3	29.9	14.3	18.2	48.1	7.8	5.2	44.2
再掲	都市部	14	21.4	28.6	7.1	21.4	71.4	-	-	50.0
	中核市	11	9.1	18.2	-	18.2	81.8	9.1	9.1	27.3
町村		5	20.0	20.0	-	-	-	-	-	80.0

また、支援を行っていない理由をみると、「関係する民間団体が存在しない」「そのような支援のための制度の枠組みが存在しない」「財政的状況から予算措置が難しい」が多くなっている。(表 8-3)

【問28で「行っていない」と回答した自治体に対して】  
 問28-2. 民間シェルター等を運営する民間団体に対して財政支援(婦人保護所が行う一時保護委託経費を除く)を行っていない理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)  
 (n=1,407)

表 8-3 民間シェルター等を運営する民間団体への財政支援を行っていない理由 (複数回答)

		(%)								
	総数 (n)	民間団体の体制等について情報を把握できない(提供してもらえない)	民間団体の体制等が補助基準に達していない	関係する民間団体が存在しない	他の地方公共団体が既に財政支援を行っている	そのような支援のための制度の枠組みが存在しない	財政的状況から予算措置が難しい	行政機関により十分な被害者支援を行っており、民間団体と連携の必要性がない	特に理由はない	無回答
総数	1,407	9.7	0.4	61.1	2.7	29.8	23.2	2.1	8.3	4.4
都道府県	23	-	4.3	39.1	26.1	30.4	34.8	8.7	-	-
市	672	10.0	0.1	57.9	3.7	32.0	28.6	3.4	5.4	4.2
再掲	都市部	28	14.3	-	21.4	7.1	60.7	25.0	7.1	7.1
	中核市	25	8.0	4.0	52.0	4.0	36.0	32.0	4.0	8.0
町村	709	9.9	0.4	64.6	1.0	27.8	17.9	0.7	11.4	4.8